

IV 岡山大学大学院教育学研究科規程

〔平成16年4月1日〕
岡大院教規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科の専門職学位課程は、学校教育に関する理論と実践を教授研究し、教育現場の課題について、理論との架橋・往還・融合を通して高度にマネジメントし遂行できる総合的・実践的な力量（高度教育実践力）を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

2 研究科の修士課程は、教育に関する様々な事象を教育科学として開拓的に広く捉え、そこに見出される課題を実証的・体系的に教授研究し、教育科学の発展に資するとともに、豊かな学識と高度な課題解決能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(研究科長)

第4条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第4条の3 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第4条の4 研究科に、岡山大学大学院教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(専攻長及び副専攻長)

第4条の5 各専攻に、専攻長及び副専攻長を置く。

2 専攻長及び副専攻長に関し、必要な事項は別に定める。

(附属施設)

第4条の6 研究科に、次の各号に掲げる附属施設を置く。

- 一 実践データサイエンスセンター
- 二 ESD 協働推進センター
- 三 国際創造性・STEAM 教育開発センター

2 前項各号に定めるセンターに関し、必要な事項は別に定める。

第5条 削除